

平成19年3月27日

規則第23号

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(事務の届出)

第3条 条例第8条第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報の経常的な目的外利用及び外部提供に関する事。
- (2) 条例第5条に規定する通信回線での電子計算機の結合による個人情報の外部提供に関する事。

(委託契約等)

第4条 実施機関は、条例第7条に規定する個人情報を取り扱う事務を委託するときは、次に掲げる事項を委託契約書に明記し、これを遵守させるものとする。ただし、当該委託の内容に応じて、不要な事項を略することができる。

- (1) 秘密保持の義務に関する事項
- (2) 目的外使用の禁止に関する事項
- (3) 第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) 再委託の禁止に関する事項
- (5) 複写及び複製の禁止又は制限に関する事項
- (6) 委託期間満了後の返還又は廃棄の義務に関する事項
- (7) 立入検査に応じる義務に関する事項
- (8) 事故発生における報告義務に関する事項
- (9) 委託契約に違反した場合における契約解除及び損害賠償に関する事項
- (10) その他個人情報の保護に関する事項

(開示請求)

第5条 条例第10条第1項に規定する請求書は個人情報開示請求書(様式第1号)とし、同項第3号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 開示の方法
- (2) 請求者の本人又はその法定代理人の別
- (3) 法定代理人が開示請求をしようとする場合にあっては、その者と本人との続柄並びに本人の氏名及び住所

(本人等の証明に必要な書類)

第6条 条例第10条第2項(第15条第4項、第16条第3項、第18条第2項及び第21条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する本人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 官公署の発行した免許証、許可証、証明書等であって、本人の顔写真が貼付されているもの
- (2) 健康保険被保険者証、国民年金等の年金証書その他開示請求をしようとする者を確認するに足りる書類

2 条例第10条第2項に規定する法定代理人であることを証明するために必要な書類で規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該法定代理人に係る前項各号に掲げる書類のいずれか
- (2) 戸籍の抄本その他の書類であって、当該法定代理人の資格を証明するもの

(開示決定通知書等)

第7条 条例第14条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を開示する場合 個人情報開示決定通知書(様式第2号)
- (2) 個人情報の一部を開示する場合 個人情報一部開示決定通知書(様式第3号)
- (3) 個人情報の全部を開示しない場合 個人情報不開示決定通知書(様式第4号)
- (4) 個人情報が存在しない場合 個人情報不存在決定通知書(様式第5号)
- (5) 個人情報の存否を明らかにしないで請求を拒否する場合 個人情報存否回答拒否決定通知書(様式第6号)

2 条例第14条第4項に規定する通知は、個人情報開示決定期限延長通知書(様式

第7号)により行うものとする。

(開示の方法)

第8条 条例第15条第2項に規定する規則で定める方法は、別表第1のとおりとする。

(訂正請求書)

第9条 条例第18条第1項に規定する請求書は個人情報訂正請求書(様式第8号)とし、同項第4号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 請求者の本人又はその法定代理人の別
- (2) 法定代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、その者と本人との続柄並びに本人の氏名及び住所

(訂正決定通知書等)

第10条 条例第19条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 訂正請求に係る個人情報の全部を訂正する場合 個人情報訂正決定通知書(様式第9号)
- (2) 訂正請求に係る個人情報の一部を訂正する場合 個人情報一部訂正決定通知書(様式第10号)
- (3) 訂正請求に係る個人情報の全部を訂正しない場合 個人情報非訂正決定通知書(様式第11号)

2 条例第19条第4項に規定する通知は、個人情報訂正決定期限延長通知書(様式第12号)により行うものとする。

(利用停止請求書)

第11条 条例第21条第1項に規定する請求書は個人情報利用停止請求書(様式第13号)とし、同項第4号に規定する規則で定める事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 請求者の本人又はその法定代理人の別
- (2) 法定代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、その者と本人との続柄並びに本人の氏名及び住所

(利用停止決定通知書等)

第12条 条例第23条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 個人情報の全部を利用停止する場合 個人情報利用停止決定通知書（様式第14号）
- (2) 個人情報の一部を利用停止する場合 個人情報一部利用停止決定通知書（様式第15号）
- (3) 個人情報の全部を利用停止しない場合 個人情報利用不停止決定通知書（様式第16号）

2 条例第23条第4項の規定による通知は、個人情報利用停止決定期限延長通知書（様式第17号）により行うものとする。

（費用の納付）

第13条 条例第24条第2項の規定により公文書の写しの交付を受けようとするものが負担しなければならない費用の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の費用は、公文書の写しの交付を受ける時までに納付しなければならない。ただし、実施機関がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（意見陳述の手続）

第14条 不服申立人等は、条例第28条第1項の規定により口頭による意見陳述の機会を付与するよう求めるときは、審査会に対し、口頭による意見陳述申出書（様式第18号）を提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該不服申立人等に対し、口頭による意見陳述の機会の付与に関する通知書（様式第19号）により通知するものとする。

3 審査会は、不服申立人等に対し、口頭による意見陳述の機会を付与するときは、当該意見陳述に係る陳述者の数を指定し、前項の通知書にその旨を記載するものとする。

4 審査会は、不服申立人又は参加人が、補佐人とともに意見陳述することを申し出た場合で、当該申出が相当と認めるときは、これを承認することができる。

（意見書等の閲覧手続）

第15条 不服申立人等は、条例第29条の規定により意見書又は資料の閲覧を求めるときは、審査会に対し、意見書等閲覧申出書（様式第20号）を提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定による申出があったときは、その要否を審査し、当該不服

申立人等に対し、意見書等閲覧申出に関する通知書（様式第21号）により通知するものとする。

（雑則）

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

記録媒体の種類	閲覧の方法	交付する文書等の写しの種類
文書、図画及び写真	当該文書、図画及び写真の閲覧	当該文書、図画及び写真の写し
フィルム（マイクロフィルムを除く。以下同じ。）、録音テープ及び録画テープ	映写機、再生機器等を使用した通常の方法による閲覧	当該フィルム、録音テープ及び録画テープの複製物
マイクロフィルム	当該マイクロフィルムをリーダープリンターによりプリントアウトしたものの閲覧	当該マイクロフィルムについて閲覧に供したものの写し
磁気テープ（録音テープ及び録画テープを除く。以下同じ。）	当該磁気テープから紙に出力したものの閲覧	当該磁気テープについて閲覧に供したものの写し
磁気ディスク、光ディスク その他の電磁的媒体	当該磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体から紙に出力したものの閲覧	当該磁気ディスク、光ディスクその他の電磁的媒体について、閲覧に供したものの写し又はフロッピーディスク、光ディスク若しくは

		光磁気ディスクに複製したもの（実施機関が対応できる媒体に限る。）
--	--	----------------------------------

別表第2（第13条関係）

	区 分	金 額		
		白 黒	1枚につき 10円	
写しの作成に要する費用	乾式複写機により写しを作成する場合（日本工業規格A列3番以内に限る。）	カラー	1枚につき 30円	
		フロッピーディスク（2HD）に複製する場合		1枚につき 60円
	光ディスク（CD-R 650メガバイト）に複製する場合		1枚につき 200円	
	光磁気ディスク（MO 640メガバイト）に複製する場合		1枚につき 1,000円	
	契約により写しの作成を委託する場合		当該委託契約で定める額	
	その他の方法により作成する場合		当該作成に要する費用の額	
	写しの郵送に要する費用		当該郵送料に相当する額	

備考 乾式複写機により写しを作成する場合で、A列3番を超えるものについては、A列3番による用紙を用いたものとした場合に必要となる枚数に換算して金額を算定するものとする。

様式第2号

第 号
年 月 日

個人情報開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
開示の日時	年 月 日 時 分
開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付
開示のときに 必要なもの	1) 本人又は法定代理人であることを明らかにする書類等 2) この通知書
所 管 課	(TEL)
備 考	

注 指定の日時にご都合の悪い場合は、あらかじめ所管課までご連絡ください。

個人情報一部開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項の規定により、次のとおり一部開示することと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
一部開示とする 理由	熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第11条第 号に該当 (説明)
※不開示部分の 開示が可能と なる期日	年 月 日
開示の日時	年 月 日 時 分
開示の場所	
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧(<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴) <input type="checkbox"/> 写しの交付
開示のときに 必要なもの	1)本人又は法定代理人であることを明らかにする書類等 2)この通知書
所管課	(TEL)
備考	

注1 指定の日時にご都合の悪い場合は、事前に電話等で所管課までご連絡ください。

2 ※の欄には、開示しない部分について開示が可能となる期日が明らかである場合にはその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求をしてください。

(教示)

様式第 4 号

第 号
年 月 日

個人情報不開示決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
不開示とする 理由	熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 1 条第 号に該当 (説明)
※開示が可能と なる期日	年 月 日
所 管 課	(TEL)
備 考	

注 ※の欄には、開示が可能となる期日が明らかである場合にはその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合は、同日以後に改めて開示請求をしてください。

(教示)

様式第5号

第 号
年 月 日

個人情報不存決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、当該個人情報が存在しませんでしたので、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第2項の規定により、通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
当該個人情報が 存在しない理由	
所 管 課	(TEL)
備 考	

(教示)

様式第6号

第 号
年 月 日

個人情報存否回答拒否決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第13条の規定により、次のとおり当該個人情報の存否について明らかにしないことと決定しましたので、同条例第14条第2項の規定により通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
個人情報の存否 を明らかに できない理由	
所 管 課	(TEL)
備 考	

(教示)

様式第7号

第 号
年 月 日

個人情報開示決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第4項の規定により、次のとおり開示の決定期限を延長しましたので通知します。

開示請求に係る 個人情報の内容	
熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第14条第1項に規定する決定期限	年 月 日 まで
上記の期限内に開示等の決定をすることができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	(TEL)
備 考	

様式第9号

第 号
年 月 日

個人情報訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
所 管 課	(TEL)
備 考	

様式第10号

第 号
年 月 日

個人情報一部訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり一部を除いて訂正することを決定しましたので、同条第3項の規定により通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正の内容	
一部訂正とした 理由	
所 管 課	(TEL)
備 考	

(教示)

様式第 1 1 号

第 号
年 月 日

個人情報非訂正決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 9 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので、同条第 3 項の規定により通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正しない 理由	
所 管 課	(TEL)
備 考	

(教示)

様式第 1 2 号

第 号
年 月 日

個人情報訂正決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 9 条第 4 項の規定により、次のとおり訂正の決定期限を延長しましたので通知します。

訂正請求に係る 個人情報の内容	
熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 1 9 条第 1 項に規定する決定期限	年 月 日 まで
上記の期限内に訂正等の決定をすることができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	(TEL)
備 考	

個人情報利用停止請求書

実施機関

(宛)

住所 〒.....

請求者 氏名

電話番号 () -

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第20条第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止請求を請求します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容		
利用停止請求の 趣旨及び理由		
請求する 利用停止の内容	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 外部提供の停止	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人	
法定代理人 が請求を する場合	本人との続柄	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 (本人の) <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 (本人の)
	本人の氏名	
	本人の住所等	〒 電話番号 () -

[処理欄] ※次の欄は記入しないでください。

請求者の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他()		
	法定代理人の資格確認()		
所管課	(TEL)	受 付 印	
該当事務			
該当文書			

様式第14号

第 号
年 月 日

個人情報利用停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止する内容	
利用停止の年月日	年 月 日
所 管 課	(TEL)
備 考	

第 号
年 月 日

個人情報一部利用停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり一部を除いて利用停止をすることを決定しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止する部分	利用停止する箇所
	利用停止する内容
	利用停止の年月日
利用停止しない部分	利用停止しない箇所
	利用停止しない理由
所管課	(TEL)
備考	

(教示)

第 号
年 月 日

個人情報利用不停止決定通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり利用停止しないことを決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止しない理由	
所管課	(TEL)
備考	

(教示)

第 号
年 月 日

個人情報利用停止決定期限延長通知書

様

実施機関

印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報については、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 23 条第 4 項の規定により、次のとおり利用停止の決定期限を延長しましたので通知します。

利用停止請求に係る 個人情報の内容	
熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 23 条第 1 項に規定する決定期限	年 月 日 まで
上記の期限内に利用停止等の決定をすることができない理由	
延長後の決定期限	年 月 日 まで
所 管 課	(TEL)
備 考	

第 号
年 月 日

口頭による意見陳述申出書

熊本県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審査会会長（宛）

住所 〒
氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号 （ ）

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第28条第1項の規定により、次のとおり口頭による意見陳述の機会の付与を求めます。

開示等決定をした実施機関	
開示等決定番号	
開示等決定年月日	年 月 日（ ）
不服申立年月日	年 月 日（ ）
意見陳述の機会の付与を求める理由	
備考	

第 号
年 月 日

口頭による意見陳述の機会の付与に関する通知書

(不服申立人等)

様

熊本県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審査会会長

印

年 月 日付で申出のあった口頭による意見陳述の機会の付与について、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

意見陳述の機会の付与します。

1 日時

年 月 日 () 時 分

2 場所

3 陳述者の数を次のとおり指定します。

※当日ご都合が悪い場合は、事前に当審査会までご連絡ください。

意見陳述の機会の付与する必要を認めません。

(理由)

連絡先

様式第20号

第 号
年 月 日

意見書等閲覧申出書

熊本県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審査会会長（宛）

住所 〒

請求者 氏名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）

連絡先電話番号 （ ）

熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第29条の規定により、次のとおり意見書又は資料の閲覧を求めます。

閲覧を求める意見書又は資料	
閲覧希望日時	年 月 日（ ） 時 分
備考	

様式第21号

第 号
年 月 日

意見書等閲覧申出に関する通知書

(不服申立人等)

様

熊本県後期高齢者医療広域連合
個人情報保護審査会会長 印

年 月 日付で申出のあった意見書又は資料の閲覧について、熊本県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則第15条第2項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

閲覧を認めます。

1 閲覧をしようとする意見書等の区分

意見書

資料

2 閲覧日時

年 月 日 () 時 分

3 閲覧場所

※当日ご都合が悪い場合は、事前に下記連絡先までお知らせください。

閲覧を認めません。

(理由)

連絡先